

文京区告示 第百五十六号

マンション再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第二項の規定において準用する第十一条第一項の規定により、東急アルス本郷マンション建替事業の事業計画を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、同法第三十四条第二項の規定において準用する第十一条第二項の規定により、再生前マンションとなるべきマンション又はその敷地について権利を有する者は、縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、文京区長に意見書を提出することができる。

令和八年七月二十八日

文京区長 成澤 廣



一 事業の名称	東急アルス本郷マンション建替事業
二 事業計画縦覧開始の日	令和八年七月二十八日
三 縦覧場所	文京区春日一丁目十六番二十一号 文京区役所 都市計画部地域整備課（文京シビックセンター十八階）
四 縦覧期間	令和八年七月二十八日から令和八年八月十日まで
五 縦覧時間	午前八時三十分から午後五時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
六 意見書の提出先	文京区役所 都市計画部地域整備課（文京シビックセンター十八階）